

☆学習障がいのある子どもの理解のために

学習障がいの理解について、基本的な事項について、「教育支援資料」*¹「就学事務の手引き」*²に記載されております。その中から、一部参考にしてまとめました。



【学習障がいとは】

学習障がい（LD：Learning Disabilities）とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

*参考：学習障がいのことを「DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン」では、限局性学習症/限局性学習障害（Specific Learning Disorder）としている。

<学習障がいにより困難を示す領域>

「学習障がい」とは、このうち一つ又は複数について著しい困難を示す状態を指す。

ア 聞く能力

他人の話を正しく聞き取って、理解すること。

イ 話す能力

伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。

ウ 読む能力

文章を正確に読み、理解すること。

エ 書く能力

文字を正確に書くこと。筋道立てて文章を作成すること。

オ 計算する能力

暗算や筆算をすること。数の概念を理解すること。

カ 推論する能力

事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。



学習障がいの状態の把握に当たっては、医療、保健、福祉などの関係諸機関、巡回相談等の各地域における支援体制や、校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の各学校における支援体制に**蓄積されている知見**を活用することが大切です。

* 1：「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」のことで。

* 2：「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」のことで。

学習障がいの特性として、「教育支援資料」では、3つ挙げています。



<学習障がいの特性>

○ 見逃されやすい障がいであること

学習障がいは、一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」とみなされてしまい、障がいの存在が見逃されやすいです。障がいの特性に応じた指導や支援^{*3}が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要があります。



「しっかりと音読練習して来なさい！」
「もっと丁寧に書きなさい！」 等
本人なりに努力しても難しいことを責められるだけでは、本人にとっては苦しいことであることを私たちが理解する必要があります。

○ 他の障がいとの重複がある場合が多いこと

学習障がいは、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されており、注意欠陥多動性障がいや自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子どもに応じた対応が必要です。

学習障がいにより困難を示す領域以外にも、指導や支援が必要な場合があります。



○ 他の事項への波及

対人関係形成の際に様々な困難が生じる場合があります、その結果として、不登校や心身症などの二次的な障がいを起こす場合があります。

様々な困難さから、「どうせ自分なんて…」という言葉をつぶやくことがあります。本人の困っている気持ちに寄り添った言葉掛けやかかわりが大切です。



* 3 : 指導や支援の方法については、「☆学習障がいの主な特性に即した指導方法①②」などをご覧ください。